

10.1 群馬東部水道企業団 給水条例・施行規程関係

企業長	次長	課長	受付番号
			第 号

給水装置の切離し工事申請書

給水装置所在地

群馬東部水道企業団
企業長 様

上記給水装置は所有者所在が不明であり、所在地において使用の様態を認めないため、群馬東部水道企業団給水条例第37条に基づき、当該給水装置の切離し工事を施工して、水道を廃止してよろしいですか。

年 月 日

所有者 住所

(フリガナ)
氏名

所有者不明確認期間 年 月 日から

年 月 日まで

日間

その他の事由

撤去工事申込者

撤去工事施工者

行政区	水栓番号	撤去工事施工日			
口径	メーター番号	撤去時指針	異動処理	入力	異動月
mm	第 号	m ³			

(注) 太線の枠内は、記入しないでください。

給水証明書等発行申請書

申請日	年 月 日
-----	-----------------

群馬東部水道企業団

企業長 様

下記のとおり水道使用に係る証明書等の交付を申請します。

申請者 (窓口に来た者)	住所	〒 ー 電話番号 ()
	氏名	

給水装置 所有者	住所	〒 ー 電話番号 ()	
	氏名		
給水装置所在地			
お客様番号 (水栓番号)		メーター口径	mm
		メーター番号	

必要な証明書等の番号を○で囲んで、必要部数を記入してください。

- | | | |
|---------------|------------------|--------|
| 1. 給水証明書 | (手数料：1部につき 300円) | _____部 |
| 2. 加入金等納付証明書 | (手数料：1部につき 300円) | _____部 |
| 3. 加入金等納付額確認書 | (手数料：無料) | _____部 |
| 4. 納入証明書 | (手数料：1部につき 300円) | _____部 |
| 5. 使用証明書 | (手数料：1部につき 300円) | _____部 |

- 注記1. 群馬東部水道企業団給水条例第32条の規定により、証明書1件(1部)につき300円を徴収します。
- 注記2. 申請者(窓口に来た者)と給水装置所有者又は給水装置使用者が異なる場合は、当該所有者又は使用者が作成した「代理人選任届(委任状)」が必要です。
- 注記3. 申請者及び申請代理人(窓口に来た者)の本人確認を実施しています。本人確認書類(運転免許証、パスポート等)を持参ください。

代理人選任届(委任状)

群馬東部水道企業団

企業長 様

以下この委任状は、依頼人(たのんだ人)がすべて記入します。

依頼人 (たのんだ人)	住所	〒 _____ 電話番号 ()
	ふりがな 氏名	
	生年月日	年 月 日

代理人 (窓口に来る人)	住所	〒 _____ 電話番号 ()
	ふりがな 氏名	
	生年月日	年 月 日

私(依頼人)は、下記事項の交付申請及びその受領の権限について、上記の者を代理人に選任したので届け出ます。

記

使用目的	
必要な証明書等 (該当を○で囲んで必要事項を記入してください。)	1. 給水証明書 _____部 2. 加入金等納付証明書 _____部 3. 加入金等納付額確認書 _____部 4. 納入証明書 (_____年度分) _____部 5. 使用証明書 _____部

注記 代理人の本人確認を実施していますので、本人確認書類(運転免許証、パスポート等)を持参してください。

配水管路図の写し等の交付申請書

受 付	確 認	交 付

(あて先) 群馬東部水道企業団 企業長

年 月 日

該当地番	
使用目的	
申 請 人	
会 社 名	
住 所	
連 絡 先	()

※管路図は公図ではありません。現地配管状況が交付図面と異なる場合もありますのでご注意ください。